

## 「施策」総括表

施策展開	2-(2)-ア	母子保健、小児医療対策の充実	
施策	①子どもや母親の健康の保持・増進	実施計画掲載頁	97頁
対応する主な課題	<p>○沖縄県では、乳児死亡率は低下傾向にあるものの、低体重児出生率や周産期死亡率は高い状況にあることから、安心して妊娠・出産ができる環境を整備し、母子保健の向上を図る必要がある。</p> <p>○小児救急医療体制については、特定の病院への集中や軽症な患者の受診などにより、医療従事者の負担が大きくなっており、小児救急患者が容体に応じていつでも受診できる環境整備が求められている。</p>		
関係部等	保健医療部		

### I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成27年度			
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
○妊産婦を支える体制づくり			
1	妊婦健康診査支援事業 (保健医療部健康長寿課)	2,715	順調
2	周産期保健医療体制整備事業 (保健医療部健康長寿課)	9,150	順調
3	特定不妊治療費助成 (保健医療部健康長寿課)	202,881	順調
4	生涯を通じた女性の健康支援事業 (保健医療部健康長寿課)	2,386	順調

○1月に市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会を実施した。また、市町村妊婦健康診査状況等調査を実施し、調査結果を市町村に還元した他、モデル市町村において、低体重児出生の要因の中で「喫煙妊婦」と「やせ妊婦」に対して、産科医療機関と連携した保健指導事業を実施した。(1)

○地域周産期母子医療センター(1箇所)へ運営費補助を行ったほか、沖縄県地域医療介護総合確保基金を活用し、(一社)沖縄県医師会に委託し、周産期医療関係者を対象に、「新生児蘇生法講習会」を沖縄本島で7回、宮古、八重山で各1回開催した。また、周産期空床情報ネットワークの管理運営を行った。(2)

○初回治療の助成上限額が15万円から30万円に拡大したことを周知した上で、医療保険の適用外となっている特定不妊治療(体外受精・顕微受精)について、治療に要した経費の一部助成(平成27年度1,541件)を実施した。  
また、不妊に悩む方の相談窓口として沖縄県不妊専門相談センターを設置し、医師や助産師による相談や、不妊に関する理解を深めるための講演会を開催(1回)した他、指定医療機関・不妊専門相談センターと連携を図るため、連絡会議(1回)を実施した。(3)

○生涯を通じた女性の健康の保持増進を図るため、妊娠・出産等女性固有の機能や、身体的特徴を有することで生じる様々な支障や悩みに対応する女性健康支援センターを設置し、専門家による電話相談等を実施している。(電話:336件、面接:14件)  
また、安全な妊娠・出産に関する知識普及を目的に、高校教諭や養護教諭を対象に、新たな視点の性教育「高校生から始めるライフプランの勧め思春期保健支援者研修会」の開催(1回)や、婚姻届け出者に対して安全な妊娠・出産を勧めるリーフレットを配布した(2,033部)。(4)

○乳幼児の健康の保持・増進					
5	乳幼児健康診査の充実 (保健医療部健康長寿課)	3,644	順調	○平成28年1月に市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会を実施するとともに、宮古・八重山地区では専門健診(遺伝相談及び心理相談)を実施した。また、低体重児出生要因の中で「喫煙妊婦」と「やせ妊婦」に対して、モデル市町村において、産科医療機関と連携した保健指導事業を実施した。(5)	
6	先天性代謝異常等検査 (保健医療部健康長寿課)	58,443	順調	○外部精度管理の実施により、検査の精度維持を図るとともに、県内で出生した全ての新生児を対象に先天性代謝異常等検査(タンデムマス法:19疾患)を実施した。(6)	
7	子ども医療費助成 (保健医療部健康長寿課)	1,101,334	順調	○市町村が実施するこども医療費助成制度について、対象経費の2分の1を補助した。(入院は中学校卒業まで、通院は3歳児まで。10月からは就学前までに拡大)医療費助成延べ件数:1,205,517件。(7)	
8	在宅療養を支える環境づくり (保健医療部保健医療政策課/健康長寿課)	1,769	順調	○在宅療養者が台風などの停電時にも自宅療養を継続できるよう、電源を確保するためのバッテリー又は、自家発電装置を貸与する費用の補助を行った(7人:10台)。また、難病支援相談事業も行っている業者を選定したことで、小児慢性特定疾病医療費助成制度から指定難病医療費助成制度等へのスムーズな移行が可能となった。(8)	
9	子どもの心の診療ネットワーク事業 (保健医療部健康長寿課)	4,269	順調	○平成27年6月より、国立病院機構琉球病院を県の拠点病院に指定し事業を開始した。また、連携会議の開催、医療従事者への研修や心療支援、一般向け啓発、映画上映会及び講演会やパンフレットによる普及啓発等を実施した。(9)	
○小児救急電話相談					
10	小児救急電話相談事業(#8000) (保健医療部保健医療政策課)	12,822	順調	○新聞広告や保育施設等へのポスター配布による事業の周知を行うとともに、看護師の相談技術研修への参加により相談技術の向上を図った上で、休日・夜間の子どもの急な病気への対処や医療機関を受診する判断等について、看護師・医師による電話相談「#8000」を毎日19時から23時まで4時間実施したところ、相談件数は8,177件となった。(10)	

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1 乳児死亡率(出生千対)	2.7 (22年)	2.9 (26年)	2.3	△0.2ポイント	2.1 (26年)
状況説明	乳児死亡率は、平成22年2.7から平成26年2.9と悪化した。乳児死亡の死因として周産期に発生した病態や先天奇形、変形及び染色体異常の割合が高いことから、引き続き、妊娠中及び乳児の異常を早期発見し、必要に応じた適切な措置を講じられるよう、妊娠中や乳児期の定期的な健康診査を促し、H28目標値の達成に繋げていく。				
成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
2 周産期死亡率(出産千対)	4.1 (22年)	4.0 (26年)	減少	0.1ポイント	3.7 (26年)
状況説明	周産期死亡率は、平成22年4.1から平成26年4.0とわずかに改善したが、全国に比べて高い数値で推移している。H28目標値の達成に向けて引き続き、周産期医療体制の充実強化や周産期の搬送体制の整備に努める。また、妊産婦に対して早期妊娠届出の推奨、母子健康手帳交付時の保健指導など、妊婦健康診査の充実に取り組みほか、出産の知識を普及するとともに、妊娠中の異常を早期発見し、必要に応じた適切な措置を講じられるよう、早期の妊娠届及び妊娠中の定期的な健康診査を促し繋げていく。				

成果指標名		基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
3	低体重児出生率(出生百対)	11.2 (22年)	11.5 (26年)	9.6	△0.3ポイント	9.5 (26年)
	状況説明	低体重児出生の要因として、妊婦の喫煙、妊婦のやせ等がある。平成22年11.2から平成26年11.5と悪化し、全国に比べて高い状況となっている。モデル市町村において、産科医療機関と連携して分析結果に基づいた保健指導教材を活用して保健指導を実施し、ハイリスク妊産婦を支援する体制を図り、H28目標値の達成に繋げていく。				

(2)参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
妊婦健診公費負担回数	14回 (25年)	14回 (26年)	14回 (27年)	→	14回 (27年)
特定不妊治療費の助成件数	1,402件 (25年度)	1,471件 (26年度)	1,541件 (27年度)	↗	—
1歳6か月児、3歳児健診受診率	86.9%: 1歳6か月 84.0%: 3歳児 (25年度)	88.0%: 1歳6か月 85.2%: 3歳児 (26年度)	88.1%: 1歳6か月 85.0%: 3歳児 (27年度)	↗	95.5%: 1歳6か月 94.1%: 3歳児 (26年度)
こども医療費の自動償還実施市町村数	—	22市町村 (26年4月)	34市町村 (27年4月)	↗	—
貸与補助対象者数(バッテリー及び発電機)	38人 (25年)	10人 (26年)	7人 (27年)	↘	—
#8000利用後、「翌朝9時以降に受診」又は「受診していない」割合	75% (25年)	75% (26年)	76% (27年)	↗	—

III 内部要因の分析 (Check)

<p><b>○妊産婦を支える体制づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・晩婚化などで母親の出産年齢が高くなっており、それに伴う妊娠合併症などを抱える妊産婦が増加し、健康管理がより重要となる妊産婦が増加傾向にある。また、経済的な理由などにより、妊娠の届け出が遅れ、健康診査を受診しない妊婦も見られることから、妊婦健康診査支援事業では、妊娠期に必要な14回の健診全てが公費で受診できることについて、引き続き周知を図る必要がある。</li> <li>・周産期保健医療体制整備事業について、現在、県内の総合周産期母子医療センターの病床利用率は、年々分娩を取り扱う医療機関が減少している一方で、ハイリスク妊産婦の増加などにより、満床状態にある。そのため、県内で唯一周産期母子医療センターが設置されていない北部保健医療圏において、センターの早期開設に向け取り組む必要があることから、医療施設の整備、医療従事者の確保等について、取組を推進する必要がある。また、小児科医不在の分娩を取り扱う産科医療機関においても、新生児の蘇生が適正つに実施できる体制を整備するため、引き続き新生児蘇生法講習会を開催する必要がある。</li> <li>・不妊治療にあたっては、精神的なケアが必要とされることから不妊専門相談センターの設置を継続する必要がある。また、センターの認知が十分でないことから、周知についても継続して行う必要がある。</li> <li>・子どもを望む者が将来安全な妊娠・出産を迎えるためには、高校生の時期から正しい情報や知識を取得し、それを踏まえた自分のライフプランを設計させる必要がある。また、予期せぬ妊娠または望まぬ妊娠に悩む女性は少なくないことから、女性の健康支援事業では、各年代ごとの悩みに応じた相談支援を行う女性健康支援センターについて、引き続き周知する必要がある。</li> </ul> <p><b>○乳幼児の健康の保持・増進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先天性代謝異常検査では、1回の検査で20種類以上の病気を、より高い精度で調べることができる技術(タンデムマス法)を用いた検査を平成26年10月から導入した。検査の精度維持、向上のため、引き続きNPO法人タンデムマス・スクリーニング普及協会による外部精度管理を実施する必要がある。</li> <li>・在宅療養者に対する人工呼吸器/バッテリー等の貸与補助事業は平成24、25年度で概ね完了しているため、当初予算も前年度より大幅に減額していた。そのため、事業者との調整や新様式の周知、予算の枠内で効果的な事業実施などの留意点がある。</li> <li>・子どもの心の診療ネットワーク事業について、子どもの心の様々な問題に対応するためにも、県の拠点病院である琉球病院と連携を図り、他の精神科医師との診療調整や、診療支援等に関する連携、福祉関係機関とのネットワークを整備する必要がある。</li> </ul> <p><b>○小児救急電話相談</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小児救急電話相談(#8000)の相談員には、県内病院の看護師20名が交代であったが、対応時間が夜間であること、相談内容によっては訴訟リスクもあることから、相談員となる看護師の確保が難しい。また、電話のみでの確に小児患者の症状を把握し、助言を行うためには通常の医療現場とは異なるスキルが必要であるため、相談員育成には時間を要する。相談員確保の面から相談電話回線の増は難しいため、現在の相談体制を維持しつつ、適切な救急医療機関の受診を普及啓発し、比較的軽症な患者の時間外受診を抑制し、医療従事者の負担軽減を図る必要がある。</li> </ul>
---

#### IV 外部環境の分析 (Check)

##### ○妊産婦を支える体制づくり

- ・本県の低体重児出生率は、全国1位または2位で推移し長期にわたり解決できない課題となっている。妊婦健診データ等を活用し分析を行ったところ、妊婦の「喫煙」、「やせ」等が要因となっていることが分かった。
- ・不妊治療については、平成28年度から助成を受ける対象年齢が制限されることとなり、助成の対象外となる夫婦等への精神的な支援を検討する必要がある。

##### ○乳幼児の健康の保持・増進

- ・県内の乳幼児健診受診率は、1歳6ヶ月及び3歳ともに全国平均を下回っている。また、年齢が上がるにつれて受診率は下がる傾向にあるため、未受診者への対応を事業主体である各市町村と共有し、受診率の向上を図る取り組みを推進する必要がある。
- ・全国的に子ども医療費助成制度は拡大の方向にあり、本県においても対象年齢の引き上げや給付方法の変更など制度拡充の要望が強い。
- ・子どもの心の診療ネットワーク事業では、様々な子どもの心の問題に対応するため、小児精神科医師が必要であるが、小児精神科医師は全国的に少なく、専任医師の確保が困難である。

##### ○小児救急電話相談

- ・小児救急電話相談事業(#8000)は、休日・夜間の子どもの急な病気への電話相談を受ける窓口であるが、児童虐待に関する電話を受けることがあるため、#8000のポスターに関係機関の連絡先を掲載するなど検討を行う必要がある。

#### V 施策の推進戦略案 (Action)

##### ○妊産婦を支える体制づくり

- ・妊婦健康診査支援事業では、妊娠期に必要な14回の健診が全て公費で受診できることについて、更なる周知を図る。また、「喫煙妊婦」と「やせ妊婦」に対して、市町村及び産科医療機関を拡大し、保健指導事業の充実を図り、ハイリスク妊産婦を支援する体制を構築する。
- ・周産期保健医療体制整備事業について、県立北部病院の地域周産期母子医療センターの早期認定に向け取組を推進する。「沖縄県周産期保健医療体制整備計画(第2次)」を策定にあたっては、必要な実態調査を行うとともに、担当課及び部署、分野ごとの計画達成スケジュール、成果指標、計画の進捗管理について盛り込み、実効性のある計画を策定する。また、県内全ての分娩に新生児蘇生法を習得した医療従事者が立ち会う環境を整備するため、引き続き新生児蘇生法講習会を本島、宮古、八重山で開催する。
- ・不妊治療にあたり、専門相談員による支援を行う不妊専門相談センターについて、リーフレットやポスター配布に加え県ホームページを活用し周知を図る。また、平成28年度に国の制度改正により、特定不妊治療費助成について対象者の年齢制限が設けられることについて周知する。
- ・女性の健康支援事業として、安心・安全に妊娠・出産を迎えることができるよう、高校生の時期から妊娠・出産に関し正しい知識や必要な情報を提供する。また、女性健康支援センターの利用促進を図るため、センターのチラシをコンビニや市町村、医療機関、薬局などに配備し積極的に周知広報を行う。

##### ○乳幼児の健康の保持・増進

- ・乳幼児健診受診率の改善を図るため、母子健康手帳交付時の保健指導の際に乳幼児健診について周知するとともに、市町村担当者会議等において、各市町村で推進する取組の情報共有を図る。
- ・先天性代謝異常等検査について、引き続き検査率100%を維持していく。また、外部精度管理の実施により、検査の精度維持を図る。
- ・子ども医療費助成制度については、制度拡充の要望が強いが、制度拡充により事業費が増加してきており、制度の継続性を確保する必要があるため、更なる制度拡充や見直しについては、事業費の動向や市町村の意向、国の制度の動向などを踏まえて検討する。
- ・人工呼吸器を使用する在宅療養児へバッテリー等を貸与するにあたり、事業者選定時に就業支援等を実施する難病相談支援事業を行っている事業者であることを考慮することにより、対象患者が成人した際、難病相談支援事業とのスムーズな移行・連携を図る。
- ・子どもの心の診療ネットワーク事業については、県の診療拠点病院である国立琉球病院と連携し子どもの心の様々な問題に対応するとともに、小児科、精神科などの医師が小児のこころの問題も診療できるよう、診療支援を行う。また、相談・受診が診療拠点病院に一極化しないよう精神科医会との診療調整や、診療支援等に関する連携及び福祉関係機関との連携会議を開催する。

##### ○小児救急電話相談

- ・小児に関する主な症例やその対応、経過観察のポイント等を記載した「子ども救急ハンドブック」を、県内の小児科標榜診療機関、保育所や幼稚園等に引き続き配付し、適切な救急医療機関の受診の普及啓発を行う。また、電話対応について、相談員間で相談事例を共有することでスムーズな電話対応に努め、より多くの相談に対応できるよう取り組む。
- ・#8000の利用を周知するポスターに児童虐待に関する関係機関の連絡先を記載することについて、関係機関と検討を行う。

## 「施策」総括表

施策展開	2-(2)-イ	地域における子育て支援の充実		
施策	①地域における子育て支援及び支援体制の充実	実施計画掲載頁	99頁	
対応する主な課題	<p>○沖縄県は、保育所入所待機児童が全国と比べて多く待機率が高いことから、保育所整備や認可外保育施設の認可化促進等により、潜在的待機児童も含めた待機児童の解消を図る必要がある。</p> <p>○沖縄県は、全国と比べ私立民営の放課後児童クラブが多く、保育料が高いなどの課題があることから、利用者の負担軽減を図る必要がある。</p> <p>○歴史的背景から公立幼稚園のほとんどが小学校に併設され、5歳児の公立幼稚園就園率が高く、午後の保育に欠ける幼稚園児が多いことから、預かり保育の拡充が必要とされている。</p> <p>○安心して子育てと仕事の両立ができるよう、保育所、認可外保育施設及び放課後児童クラブ等における保育の質の向上と多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図る必要がある。</p>			
関係部等	子ども生活福祉部、商工労働部、教育庁			

### I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成27年度				
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要	
<b>○新たな子育て支援</b>				
1	認可化移行支援事業 (子ども生活福祉部子育て支援課)	980,570	順調	○保育士・保育所総合支援センターを活用し、運営費支援を実施する認可外保育施設に対し、個別指導を強化するとともに、施設毎の課題整理を行い、県・市町村・センターの三者で連携し、計画的な施設整備を行ったうえで、認可外保育施設に対し、認可化を目指すために必要な経費の助成を年度末の時点で10市4町2村52施設2,450名の児童を対象に実施した。(1)
2	指導監督基準達成・継続支援事業 (子ども生活福祉部子育て支援課)	8,839	大幅遅れ	○市町村の立会いの下、立入調査を行い、改善指導状況について共通認識を持つことにより、実施計画に施設改修を反映するよう働きかけた上で、認可外保育施設指導監督基準を達成・維持するための施設改修費の助成を行ったが、改修で面積基準を達成できるものの、保育士の配置基準等の面積基準以外の基準を満たすことが困難となる等の理由により、施設の要望取下げがあったことから、助成件数は、計画値20施設に対し6施設(4市町村)となったため、大幅遅れとなった。(2)
3	新すこやか保育事業 (子ども生活福祉部子育て支援課)	341,844	順調	○保育士の魅力を伝える動画を作成し、地上波放送で放映したほか、合同就職説明会でも活用を図るとともに、潜在保育士を対象にした現場復帰を支援する研修(23回)や保育士合同就職説明会(4回)を行った。(5)
4	認可外保育施設研修事業 (子ども生活福祉部子育て支援課)	36,232	順調	○委託事業によりコーディネーターを配置し、公的施設活用の事例がない市町村を中心に先進市町村の事例紹介を行うとともに、放課後児童クラブ事業を行う全市町村(25市町村)を訪問・聴取りし、公的施設活用の施設整備事業実施を希望する市町村に対しては、教育委員会との調整を支援し、市町村が実施する施設整備事業等に対し補助を行った。公的施設移行数については、市町村教育委員会等関係機関との調整に時間を要したため計画値の10施設に対し、6施設となり、やや遅れとなった。(6)
5	保育対策総合支援事業(保育士・保育所総合支援センターの運営) (子ども生活福祉部子育て支援課)	58,249	順調	
6	放課後児童クラブ支援事業 (子ども生活福祉部子育て支援課)	107,931	やや遅れ	
7	待機児童解消支援基金事業 (子ども生活福祉部子育て支援課)	319,252	順調	
8	保育士産休等代替職員配置支援事業 (子ども生活福祉部子育て支援課)	17,187	順調	
9	保育士修学資金貸付事業 (子ども生活福祉部子育て支援課)	90,492	順調	
10	認可保育所における保育士の正規雇用促進事業 (子ども生活福祉部子育て支援課)	103,751	順調	

様式2(施策)

11	事業者内保育総合推進事業 (子ども生活福祉部子育て支援課)	169,021	順調	<p>○国庫補助事業により保育の受け皿整備を図る市町村に対して交付金の拡充を図ったうえで、待機児童の解消のための関連事業を実施する23市町村に対して支援を行った。(7)</p> <p>○事業の周知を図った上で、指定保育士養成施設に在学する学生106人に修学資金の貸付けを行った。(9)</p> <p>○事業実施にあたり、保育関係団体へ事業説明を行うなど、事業の周知に努めた上で、保育士の正規雇用化を図る保育所に対し、経費の補助を行った。新たに正規雇用化された保育士数は、計画値150人に対し、実績値144人となった。(10)</p> <p>○県のホームページや市町村、事業者への説明会を実施し、本事業の周知を図った上で、事業所内保育施設の新設(3箇所)、改修(6箇所)を行う市町村に対して補助した。(11)</p>
12	保育士確保対策事業 (子ども生活福祉部子育て支援課)	7,015	順調	<p>○県のホームページや市町村、事業者への説明会を実施し、本事業の周知を図った上で、事業所内保育施設の新設(3箇所)、改修(6箇所)を行う市町村に対して補助した。(11)</p>
○多様なニーズに対応した子育て支援				
13	多様な子育て支援体制確保のための支援 (子ども生活福祉部子育て支援課)	1,232,401	順調	<p>○延長保育事業については、市町村説明会等において、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、事業を実施するよう市町村に促すとともに、夜間保育については、地域のニーズについて市町村に照会し、その把握に努めた上で、市町村が実施する延長保育事業、病児保育事業に対して助成した。(13)</p>
14	安心こども基金事業 (子ども生活福祉部子育て支援課)	4,678,792	順調	<p>○県の一般財源で造成した待機児童解消支援基金による市町村への交付金の拡充を図った上で、市町村が実施する保育所整備事業(創設や増改築等、57施設)に対し、整備費等の補助を行った。(14)</p>
15	公立幼稚園の預かり保育の拡充 (教育庁義務教育課)	—	順調	<p>○市町村に対して、「幼児教育政策プログラム」の作成を促進するとともに、預かり保育実施状況等調査を行った。子ども子育て新制度施行に伴い保護者のニーズが高まったため、公立幼稚園での預かり保育数が201園7,020人へと拡充された。(15)</p>
16	子育て支援推進 (子ども生活福祉部子育て支援課)	68,878	順調	<p>○私立幼稚園が行う通常保育終了後の預かり保育や休業日の預かり保育等、子育て支援推進事業に要する経費に対し助成を行った。また、子育て支援活動の推進事業を実施していない、私立幼稚園に対し、同事業の活用例を示すことで事業実施を促した。(16)</p>
17	放課後児童クラブへの支援 (子ども生活福祉部子育て支援課)	720,260	順調	<p>○放課後児童健全育成事業を実施する市町村の担当者を対象として説明会や勉強会を開催し、事業の円滑な実施を図るとともに、適宜クラブへ情報提供するなど、きめ細かい支援を実施した結果、実績は25市町村329事業所となっており、順調に補助対象の放課後児童クラブが増加している。(17)</p>
○仕事と家庭の両立支援				
18	ワーク・ライフ・バランス推進事業 (商工労働部労働政策課)	8,850	順調	<p>○セミナー開催(7回)やラジオ・雑誌等による広報活動によりワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図るとともに、企業へのアドバイザー派遣(21社)により企業における取組みを推進した。(18)</p>

様式2(施策)

19	ファミリーサポートセンター推進事業 (商工労働部労働政策課)	0	順調	○沖縄県ファミリー・サポート・センター連絡協議会において、研修会の開催や先進地視察(各1回)、広報誌発行(1回)等の自主的な取組みが行われていることから、県の予算事業としては、平成26年度で終了した。(19)
----	-----------------------------------	---	----	--

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	保育所入所潜在的待機児童数	9,000人 (23年)	約13,600人 (H28.4.1)	3,360人	△4,600人	—
	状況説明	保育所入所待機児童数については、平成23年の調査時には9,000人と見込み、平成26年度末までに5,494人の保育所定員増を図ったが、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行においては従来市町村の裁量とされていた保育所入所対象児童が明確に法で位置づけがなされたことに伴い、約18,000人と見込まれているところである。 平成27年度中の取組の結果、約4,400人の保育の受け皿を確保したところであり、また、約18,000人の保育定員の拡大に伴い約2,300人の保育士が必要であることから、これまでの取組により約900名の保育士が確保されている。平成28年度は、約8,700人分に相当する施設整備等を行うこととしており、平成29年度末までの待機児童の解消に向けて引き続き取り組む。				
2	公的施設等放課後児童クラブの設置割合	44% (23年)	40.1% (27年)	65%	△3.9ポイント	85% (23年)
	状況説明	公的施設等放課後児童クラブ施設数は着実に改善しているが、民間施設活用のクラブ数も増加している状況にあり、公的施設等放課後児童クラブ設置割合のH28目標値である65%は厳しい状況にある。				
3	放課後児童クラブ平均月額利用料	11,000円 (22年)	9,682円 (27年)	低減	1,318円	8,000円未満 66.2% (20年)
	状況説明	保護者の負担軽減を図るため、実施主体である市町村と連携して、公的施設活用促進等による平均月額利用料の低減に取り組んだ結果、平均月額利用料は9,682円となり、基準値である平成22年の11,000円に比べて1,318円低減されており、目標値を達成している。				
4	預かり保育実施率(公立幼稚園)	62.1% (22年度)	83.8% (27年度)	70.0%	21.7ポイント	52.5% (22年度)
	状況説明	公立幼稚園における預かり保育は、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動であり、保護者のニーズや地域の実情により希望する者を対象に行われる。平成27年度は、公立幼稚園240園中201園で預かり保育を実施し、83.8%とすでに目標値を13.8ポイント上回っている。				
5	ファミリーサポートセンター設置市町村数	17市町村 (23年)	31市町村 (27年)	30市町村	14市町村	—
	状況説明	平成27年度末時点において19カ所31市町村に設置され、平成28年度目標値を上回っている(本島内においては、広域での設置を含め、全ての市町村で利用することが可能である)。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
預かり保育実施率(私立幼稚園)	100% (25年)	100% (26年)	100% (27年)	→	—
放課後児童健全育成事業補助実施か所数(県全体)	266か所 (25年)	299か所 (26年)	329か所 (27年)	↗	—
ワーク・ライフ・バランス認証制度企業数	49社 (25年)	58社 (26年)	61社 (27年)	↗	—
ファミリーサポートセンター設置市町村数	31市町村 (25年)	31市町村 (26年)	31市町村 (27年)	→	—

### Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

#### ○新たな子育て支援

・指導監督基準達成・継続支援事業による認可外保育施設の施設改修費助成については、県の立入調査に基づく改善指導状況を基に平成25年に実施計画を策定したが、その後、市町村との実施スケジュール及び予算確保調整が困難な施設もあり、県と市町村の実施計画との擦り合わせが十分でなかったため、進捗が大幅遅れとなった。

・放課後児童クラブの公的施設への移行については、学校敷地を活用することが多く、学校関係者の理解が重要である。一方、当事業の目的・必要性について、市町村、保護者等関係者の理解が十分に得られていないことや、利用可能な公的施設の確保には調整に時間を要するため、計画の実施に遅れが生じている。

・保育の質の向上のためには、保育士の確保が重要であり、保育士の新規確保とともに早期離職防止は重要な課題である。保育士修学資金貸付事業の貸付けを受けた者は、5年以上保育士として勤務することにより返済が免除されることから、保育士の確保、早期離職の防止に有効だと考えられる。貸付けを受ける学生を増やしていくためにも、事業の周知を強化する必要がある。

#### ○多様なニーズに対応した子育て支援

・平成27年から子ども・子育て支援新制度の施行に向けて策定した黄金っ子応援プランにおいては、平成27年度から平成29年度までに約18,000人の保育の量を拡大し、待機児童を解消することとしている。計画の進捗にあたっては、市町村の執行体制の確保が課題となっていることから、安心子ども基金事業において、新制度の施行以降増大が見込まれている保育需要に対応する市町村への支援を実施する必要がある。

・預かり保育の活動計画の作成と活動内容の充実及び職員の資質向上を図る必要がある。

#### ○仕事と家庭の両立支援

・ワーク・ライフ・バランスの推進は、社員の満足度を高め、生産性を向上させるとともに人材の安定的な確保につながることを理解してもらう取組が重要である。

### Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

#### ○新たな子育て支援

・指導監督基準達成・継続支援事業による認可外保育施設の施設改修費助成について、有資格者の配置等、改修だけでは全ての基準を達成することが困難である等、当該補助を受けての指導監督基準を達成、継続を希望する施設が減少の傾向にある。

・沖縄県子どもの貧困対策計画では、「低所得世帯を含む全ての児童が放課後等を安心・安全に過ごすことができる居場所を確保するため、市町村と連携し、放課後児童クラブの設置を促進します」としている。

・他県と比較して高い合計特殊出生率や人口に占める未就学児の多さなどを背景として、待機児童解消のために保育士修学資金貸付事業等を実施し保育士を確保することは重要である。

#### ○多様なニーズに対応した子育て支援

・他県と比較して高い合計特殊出生率や人口に占める未就学児童の多さなどを背景として、待機児童解消に対する県民ニーズは依然として高いことから、各市町村への体制強化に向けた要請活動や、市町村職員や保育団体向けの事業説明会等による事業活用方法の周知等に向けた働きかけを更に図る必要がある。

・公立幼稚園の預かり保育の実施については、市町村によって実施時間、利用人数、担当職員の配置等に課題を抱えているところがある。

#### ○仕事と家庭の両立支援

・九州・山口地域と連携し、広域的なワーク・ライフ・バランス推進についても検討が進んでいる。

・平成27年度において、新たにファミリー・サポート・センターの設置を希望する町村はなかった。



## V 施策の推進戦略案 (Action)

### ○新たな子育て支援

・指導監督基準達成・継続支援事業については、県の立入調査に基づく改善指導状況を市町村との共通認識とするため、保育の実施主体である市町村とともに立入調査を実施し、実施計画に施設改修を反映するよう働きかけるとともに、当初予算編成時から市町村と協議を行う。また、指導監督基準を維持するための改修も助成対象としているので、事業内容のより一層の周知を認可外保育施設長を対象とした研修等で行う。

・放課後児童クラブの公的施設への移行について、実施主体である市町村からは、特に学校施設の合築(体育館やプール等とクラブの合築)の場合に市町村負担が大きく、補助率引上げの要望があることから、施設整備事業の基準額上限について見直しを行い、移行計画の一層の促進を図るとともに、児童管理の責任問題など学校施設の利用に係る関係者側の不安を解消するため、既に学校施設内でクラブを運営している実例を用い、学校・教育委員会・放課後児童クラブによる協定のモデル等を示すことで、学校関係者の理解を得ていく。

・修学資金貸付事業については、指定保育士養成校への進学を希望している高校生に対して事業を周知するとともに、リーフレットを作成し、指定保育士養成施設や市町村、沖縄県保育士・保育所総合支援センターに配布することで、制度の周知を強化し、貸付数の増加につなげる。

### ○多様なニーズに対応した子育て支援

・安心こども基金を活用して保育の受け皿の整備を図る市町村に対し、県の一般財源で造成した待機児童解消支援基金による市町村への交付金による支援を引き続き実施するとともに、子ども生活福祉部長の各市町村長面談による体制強化に向けた要請活動や、市町村職員や保育団体向けの事業説明会等による事業活用方法の周知を引き続き実施する。

・公立幼稚園の預かり保育の拡充については、預かり保育に係る実態調査等をおして実態を把握する。また、研修会等を通して、預かり保育についての理解を促し、職員の資質向上と預かり保育の質の向上を図るとともに、市町村に対して「幼児教育政策プログラム」策定の理解を求め、策定を促す。

### ○仕事と家庭の両立支援

・ワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットや必要性等の周知を図るため、引き続き企業向けの講座を開催するとともに、アドバイザーの派遣を行い、企業内での取組を支援する。また、認証企業の周知広報について、これまで行ってきた、ホームページや季刊誌での公表に加え、認証企業紹介のパンフレット等を作成し、社会的評価を高めていくことで、認証企業の更なる増加を目指す。

・沖縄県ファミリー・サポート・センター連絡協議会における取組を通して、引き続きファミリー・サポート・センターの機能充実を図るとともに、今後、新たにファミリー・サポート・センターの設置を希望する町村があれば、設置に向けた助言を行う。

## 「施策」総括表

施策展開	2-(2)-ウ	子ども・若者の育成支援	
施策	①子ども・若者の支援に向けた環境づくり	実施計画掲載頁	101頁
対応する主な課題	<p>○子ども・若者をめぐる環境が悪化し、ニート、ひきこもり、不登校など子供・若者が抱える問題が深刻化してきていることから、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を総合的に支援する体制を整備する必要がある。</p> <p>○夜型社会、飲酒に寛容、他人の子どもに無関心などの地域社会の問題、親子関係の希薄化等から少年非行の低年齢化が課題となっていることから、青少年が健全に成長できる環境を整備する必要がある。</p>		
関係部等	子ども生活福祉部、商工労働部、教育庁、警察本部		

### I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成27年度				
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要	
<b>○子どもの多様な居場所づくり</b>				
1	青少年交流体験事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	7,448	順調	○昨年度の反省点をフィードバックした上で、県内の児童生徒213名(高校生24名、中学生24名、小学生165名)を九州へ派遣するとともに、「大分県少年の船」の受入れを通じて、相互に交流を行った。(1)
2	内閣府青年国際交流事業派遣 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	93	順調	○県内青年に対する募集事務と中間選考を実施し、内閣府へ6名推薦した。そのうち3名が最終合格となり本事業へ参加した。(2)
3	放課後子ども教室推進事業(学校・家庭・地域の連携協力推進事業) (教育庁生涯学習振興課)	33,867	大幅遅れ	○19市町村が実施する「放課後子ども教室」(132教室)運営に関わる経費を補助した。また、研修会やフォーラムを実施し、学校と家庭・地域の交流を促進した。しかし、市町村の事業規模の縮小により、実施教室及び実施回数が減少したため、大幅遅れとなった。(3)
4	学校支援地域本部事業(学校・家庭・地域の連携協力推進事業) (教育庁生涯学習振興課)	51,495	順調	○地域コーディネーター等研修会において、好事例の紹介や実践事例集を作成するなど、地域の取組を支援するとともに、20市町村214校(58学校支援地域本部)で実施された地域住民による学習支援等の取組を補助した。また、地域コーディネーターを136人配置した。(4)
5	子どもの貧困に関する調査研究事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	8,753	順調	○貧困が子どもの生活や成長に与える影響について学校、児童生徒及び保護者の負担にならないように配慮したうえで、アンケート調査を行った。本調査により沖縄県の子どもの貧困率29.9%と判明した。(5)
<b>○支援ネットワークの構築</b>				
6	子ども・若者育成支援事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	60,359	順調	○子ども・若者総合相談センターでは、相談員を1名追加、臨床心理士を常勤化し、相談体制を強化した。また、相談・支援体制の課題抽出や事業効果の検証を行うとともに、本センターでの関係機関支援員に対する人材育成事業を通して活動の周知を図った。(6)

7	若年無業者職業基礎訓練事業 (商工労働部労働政策課)	34,316	順調	○ニート等の若年無業者を対象に、「知識・技能習得」、「知識・技能及び実践能力習得」、「実践能力習得」の訓練コースを各地に設置し、就労に必要な基礎的職業訓練を実施した。訓練定員については85名とし、訓練回数を前年度の9回から11回へ増やし実施した。(7)
8	教育相談・就学支援事業(高等学校) (教育庁県立学校教育課)	22,609	順調	○県立高等学校における不登校や引きこもりなどの生徒を支援するため、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格をもつ就学支援員を学校へ派遣し、家庭訪問等の実施によるカウンセリングを実施した。計画通り15校に配置した。(8)
9	スクールカウンセラー配置事業(県立高校) (教育庁県立学校教育課)	25,371	順調	○いじめ、不登校等の未然防止及び解消に向け、小中高にスクールカウンセラーを配置した(小175校、中148校、高49校)。問題行動のある児童生徒、保護者及び教員へ助言、援助を行った。(9、10)
10	スクールカウンセラーの配置(小中学校) (教育庁義務教育課)	130,005	順調	○問題行動を抱えた児童生徒を取り巻く家庭環境等の改善を図るため、福祉機関等と連携した援助を行うスクールソーシャルワーカー20名を各教育事務所に配置し、児童生徒への支援を行い、問題行動の未然防止を図った。(11)
11	スクールソーシャルワーカーの配置 (小中学校) (教育庁義務教育課)	34,411	順調	○中学生いきいきサポート事業の後継として、「小中学校アシスト相談事業」で教育事務所に小中アシスト相談員50名を配置し、学校及び市町村の巡回支援を行い、課題のある学校の集中支援や広域化する課題への対応を行った。(12)
12	中学生いきいきサポート事業 (教育庁義務教育課)	—	順調	
○非行少年を生まない社会づくり				
13	青少年健全育成推進事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	9,901	順調	○青少年育成県民運動・深夜はいかい防止県民一斉行動等を通して青少年非行防止に向けた環境づくりを推進したほか、沖縄県青少年保護育成条例の改正に伴う携帯電話インターネット接続役務提供事業者等への立入調査を実施した。(13)
14	青少年健全育成事業 (警察本部生活安全部少年課)	113,427	順調	○大学生少年サポーターを活用(76名委嘱)した学習支援活動や安全学習支援隊による安全学習支援授業等を開催(延べ266回参加者数91,708名)したほか、保護者カウンセリングの実施(16回、参加者数359名)、少年警察ボランティア等と連携した居場所づくり、立ち直り支援活動等の実施、スクールサポーター(11名)による健全育成と非行防止対策の実施及び少年補導職員(33名)による街頭活動、少年相談、保護活動等を実施した。(14)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	若年無業者率(15~34歳人口に占める割合)	1.9% (17年)	1.4% (22年)	減少	0.5ポイント	1.1% (22年)
	状況説明	本県の若年無業者率は改善しているが、全国的にみると依然として比率は高い(全国5位)。 平成27年度は昨年度より訓練コースを2つ増やし、計77名(平成28.5月末時点)の訓練生がニート状態から改善した。事業継続により平成28年までに訓練コースの増や就職状況等を把握し、ニート状態からの改善を促進することにより若年無業者率を全国水準までに改善することを目標としている。				
	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
2	小中高不登校率	小 0.37% 中 2.60% 高 2.97% (22年)	小 0.47% 中 3.31% 高 2.99% (26年度)	小 0.27% 中 2.50% 高 1.66%	小△0.1ポイント 中△0.71ポイント 高△0.02ポイント	小 0.39% 中 2.76% 高 1.59% (26年)
	状況説明	平成27年の不登校率は集計中(10月頃文部科学省公表)。平成26年の不登校率は小中高とも、基準年より悪化している。平成28年の目標値達成は厳しい状況にあるが、学校とスクールカウンセラー等相談員、地域、関係者と連携した教育相談体制の更なる充実を図ることにより、目標値の達成に向け取り組む。				
	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
3	刑法犯少年の検挙・補導人員	1,420人 (23年)	1,067人 (27年)	1,250人以下	353人	48,680人 (27年)
	状況説明	県内で、教育機関、警察機関、地域が連携した県民運動を展開したことにより、平成28年の目標値は達成している。引き続き非行少年の居場所づくり等非行を生まない地域づくりの取組や、大学生少年サポーター等少年警察ボランティアやスクールサポーター等と連携を図り、少年の非行防止対策、健全育成対策を推進することで、更なる改善を目指す。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
フレンドシップイン九州派遣児童数	252人 (25年)	251人 (26年)	213人 (27年)	↘	—
内閣府青年国際交流事業の実績	応募人数4名 推薦3名 最終合格2名 (25年度)	応募人数7名 推薦6名 最終合格3名 (26年度)	応募人数6名 推薦6名 最終合格3名 (27年度)	→	—
放課後子ども教室等推進事業に参加した大人の延べ数	36,433人 (25年度)	29,453人 (26年度)	32,634人 (27年度)	→	—
子ども・若者総合相談センターの支援を受けて就労又は就労に向けて改善した件数	13件 (26年)	56件 (27年)	-	↗	—
学校支援ボランティア 参加延べ数	192千人 (25年度)	228千人 (26年度)	247千人 (27年度)	↗	—
刑法犯検挙人員の総数に占める少年の割合	33.2% (25年)	31.6% (26年)	30.1% (27年)	↗	19.5% (27年)
犯罪少年の再犯率	37.0% (25年)	44.1% (26年)	43.8% (27年)	→	36.4% (27年)

### Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

#### ○子どもの多様な居場所づくり

- ・青少年交流体験事業では、平成28年度より本県と兵庫県において「沖縄・兵庫県青少年交流事業」を新規に行う予定であり、他の交流体験事業において、参加を希望したものの抽選に漏れた児童生徒を優先して参加させることにより、より多くの児童・生徒が県外での交流活動に参加できるように計画している。
- ・内閣府青年国際交流事業は、本事業の認知度が十分でないことから例年応募者が4～8名程度となっているため、広報範囲を拡大させるほか、周知方法を検討する必要がある。
- ・放課後子ども教室等推進事業は、国・県・市町村が1/3ずつ事業費を負担していることで市町村の財政規模に応じて、事業を展開している状況である。事業の拡大・申請を検討しているが、思うように進んでいない市町村がある。
- ・沖縄県の子どもの貧困実態調査は、先進的な取組として、全国初となる県単位の「子どもの貧困率の推計」を行った。今後は、子どもの貧困対策について、県民運動として取り組む必要がある。

#### ○支援ネットワークの構築

- ・子ども・若者育成支援については、平成28年度から開始する「沖縄県子どもの貧困対策計画」において、必要な施策を盛り込んでいる。
- ・若年無業者職業基礎訓練事業においては、若年無業者の多様なニーズに対応するため、受託先の開拓や多様な訓練コースを設定していく必要がある。また、訓練コースの設定にあたっては、訓練時期や場所、訓練定員に配慮し、訓練受講機会の確保に配慮する必要がある。
- ・本県高校生の不登校のきっかけは、「無気力」及び「あそび非行」が大分部を占めており、学校での学ぶ意欲が低いことから、教育相談・就学支援事業により「無気力」や「あそび非行」から脱却するよう支援が必要である。また、様々なケースに対応するため、学校の実状に応じた支援員の配置を充実することで、本事業の活性化を図る必要がある。

#### ○非行少年を生まない社会づくり

- ・青少年健全育成事業では、大学生少年サポーター等の少年警察ボランティアやスクールサポーターを活用し、再び非行に走りかねない少年の立ち直りを支援すべく、各ボランティア間との連携を密にして、再非行防止のため活動の活性化させる必要がある。

### Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

#### ○子どもの多様な居場所づくり

- ・子どもの貧困に関して、注目が集まる中、調査結果を公表することで広く県民に問題提起ができ社会的要請が高まりつつある。

#### ○支援ネットワークの構築

- ・国において、子ども・若者育成支援推進法に基づき、平成28年2月に新たに「子供・若者育成支援推進大綱」が策定された。
- ・若年無業者職業基礎訓練事業においては、県内3カ所に設置されている地域若者サポートステーションへ実施したニート等の需要調査で、訓練指示可能人数が85名であったことから、平成28年度予算を85名で措置した。今後も確実に85名の訓練生を確保できるよう、サポートステーションと調整を図り、受託先の選定、訓練生の確保、受託先の効果的な訓練計画の作成を促していく必要がある。
- ・子どもの貧困対策が始まり、社会福祉士等の有資格者の採用が各自治体で行われることとなっている。教育相談・就学支援事業(高等学校)における支援員の資格と重なることから、専門性の高い支援員の確保を早期に行わなければならない。
- ・スクールソーシャルワーカーの配置(小中学校)については、近年、児童生徒を取り巻く環境は、ますます複雑化し、それに伴い様々な問題を抱える児童が増えている。学校で活動している他関連事業との連携による支援体制の充実を図る必要がある。また、貧困対策のために市町村単位でスクールソーシャルワーカーを新規または増員して配置することになった。

#### ○非行少年を生まない社会づくり

- ・刑法犯少年の検挙、補導人員は対前年比で減少しているものの、犯罪少年の再犯者率及び共犯率は全国と比較して依然として高い数値であり、インターネットのコミュニティサイトに関連した被害児童数は増加傾向にある。
- ・犯罪少年の再犯者率は平成25年に減少したものの、平成26年は増加し、平成27年も前年と同水準である。

## V 施策の推進戦略案 (Action)

### ○子どもの多様な居場所づくり

- ・青少年交流体験事業については、「フレンドシップイン九州」・「沖縄・兵庫県青少年交流事業」をはじめとする交流体験事業で、積み重ねてきた事業運営のノウハウを活かし、訪問先の青少年団体や小中学校等との十分な事前調整を行い、児童生徒同士の交流会を確実に開催できるように努める。また、事前の説明会から事後の反省会に至るまで主体的に参加・協働し、改善を要する事項の洗い出しを行う。
- ・内閣府青年国際交流事業では、広報を行う機関の範囲を見直し、県内の優良な民間企業50社の人事担当者に向けて広報を新たに行うほか、応募期間を3月第3週目まで延長することで応募者の増加を目指す。
- ・放課後こども教室等推進事業については、事業未実施市町村に対して、研修会への参加を呼びかけ、他市町村の好事例を紹介するなど、事業実施に向けての支援を行う。また、学校支援地域本部事業・家庭教育支援事業・放課後児童クラブそれぞれの関係者が相互に連携を図れるよう、一堂に会する場を設け、総合的な放課後対策、学校支援体制及び家庭教育支援体制の構築を図る。
- ・子どもの貧困に関する調査研究事業の前身である少子化実態調査事業で判明した調査結果に基づいて、子どもの貧困対策施策を展開し、継続的な調査を実施することで、更なる実態把握と効果検証を行う。

### ○支援ネットワークの構築

- ・子ども・若者育成支援事業では、「子ども・若者計画」について、必要性を議論したうえで、必要な場合には、「沖縄県子どもの貧困対策計画」との整合性を図りながら策定を検討する。
- ・若年無業者職業基礎訓練事業においては、若年無業者のニート状態を改善するため、就労に導くための基礎的な訓練であるビジネスマナーやパソコン基礎訓練、インターネット基礎訓練、簿記講座の座学や農業、食品製造販売、観光、福祉分野等の企業実習を実施するとともに、引き続き訓練カリキュラムの検討や実習企業の開拓を行う必要があり、関係機関との協議に努める。また、サポートステーション等を交えた会議を開催し、若年無業者の状況や事業の成果・改善点等について意見交換し、事業の円滑な実施を図るとともに若年無業者の多様なニーズにあった訓練を今後実施していくための参考とする。
- ・教育相談・就学支援事業(高等学校)は、問題を抱えている生徒に対しては、早期に支援を行う必要があることから、年度当初に学習支援員を配置できるよう努める。また、支援には、専門的な知識に基づく対応が不可欠であり、サポートステーション等の機関との連携や支援が長期化する場合など支援員の配置時間を学校の状況に合わせた時間が確保できるよう支援を行う。
- ・スクールソーシャルワーカーの配置(小中学校)については、スクールソーシャルワーカーのスキルアップのための研修会を行い、多面的な支援ができるようにする。スクールソーシャルワーカーの増員にあたっては、児童生徒の不登校等を鑑み、支援人数の多い地区を優先して配置を行い、問題行動の背景にある心の問題及び家庭、地域等環境の改善のために関係諸機関とつなぎ問題の解決を支援する。また、市町村配置のスクールソーシャルワーカーと連携がとれるよう連絡協議会等の合同開催を働きかける。

### ○非行少年を生まない社会づくり

- ・青少年健全育成推進事業については、深夜はいかい防止等県民一斉行動の継続した取組強化を図るとともに、沖縄県青少年保護育成条例改正の周知徹底や保護者・青少年向けのフィルタリングの必要性について普及啓発活動の推進を図る。
- ・青少年健全育成事業では、再び非行に走りかねない少年の立ち直りを支援するため、引き続き大学生少年サポーター等少年警察ボランティアやスクールサポーターを活用した立ち直し支援活動などの充実、強化を図り、非行を繰り返す少年に対する支援活動を推進する。

## 「施策」総括表

施策展開	2-(2)-エ	要保護児童やひとり親家庭等への支援		
施策	①要保護児童等への支援	実施計画掲載頁	104頁	
対応する主な課題	<p>○児童虐待については、発生の予防、相談・支援体制の強化、関係機関の役割分担と連携、県民への周知・広報等が課題であることから、市町村要保護児童対策地域協議会の設置促進、児童相談所の職員体制の強化、関係機関の連携強化、県民に対する児童虐待の通告義務等の広報・啓発の推進等を図るとともに、社会的養護体制の充実を図る必要がある。</p> <p>○沖縄県は、全国と比較して母子家庭の出現率が高く、その就業形態は約半数が非正規労働者となっており、ひとり親家庭の生活状況は厳しい状況にある。このため、ひとり親家庭等の自立支援が重要な課題となっている。</p>			
関係部等	子ども生活福祉部			

### I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成27年度				
主な取組		決算見込額	推進状況	活動概要
1	児童虐待防止対策事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	54,427	順調	○児童養護施設等職員向けの研修を充実させるとともに、市町村児童福祉担当職員に対する研修会を実施した。また、一般県民等へ講演会や研修会の開催を行った。(1)
2	子育て総合支援モデル事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	93,713	順調	○対象となる自治体を増やした上で、準要保護世帯への支援を5町村で行い、児童扶養手当等の受給世帯の高校3年生への学習支援も2箇所で行った。(2)
3	被虐待児等地域療育支援体制構築モデル事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	29,560	順調	○県内4児童養護施設に心理療法士等を配置するとともに、精神科医を派遣して特別なケアを必要とする児童やその家庭等への支援体制を構築した。(3)

### II 成果指標の達成状況 (Do)

#### (1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	要保護児童対策地域協議会の設置市町村数(割合)	37市町村 (90.2%) (24年)	41市町村 (100.0%) (27年)	41市町村 (100.0%)	4市町村 (9.8ポイント)	1,722市町村 (98.9%) (25年)
状況説明	平成26年度に全市町村に要保護児童対策地域協議会が設置され目標が達成できたことから、全県的に市町村を中心とした要保護児童等への支援体制が整った。					

#### (2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
—	—	—	—	—	—

### III 内部要因の分析 (Check)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待防止対策事業の推進にあたっては、各市町村の機能強化、児童相談所の支援及び連携体制の構築が重要となり、地域における要保護児童への支援体制の強化を図ることが求められる。</li> <li>・本県における子どもの貧困対策計画(平成28年3月策定)において子どもの学習支援等に取り組むこととされており、親の経済状況によって通塾率に差があることから、子育て総合支援モデル事業の充実・拡大が必要である。</li> </ul>
--

#### IV 外部環境の分析 (Check)

- ・国において児童福祉法が改正され、児童相談所及び市町村における要保護児童への支援体制の更なる強化が求められている。今後、児童虐待防止対策事業では、法改正に伴う国の施策に的確に対応していくための準備が必要である。
- ・国内における厳しい経済雇用情勢が家計に影響を与えているほか、核家族化や少子化の進展による子育て家庭の養育力の低下、地域のつながりの希薄化による子育て支援機能の低下などが、子どもの育ちや子育てに影響を与えることから、子育て総合支援モデル事業の充実・拡大が求められている。
- ・本県は、里親委託率が34.6%(全国3位)であり、ファミリーホーム設置数が9箇所(全国6位)となっている。そのため専門的職員の配置等により機能強化が図られ、特別なケアを必要とする児童やその家庭等への支援ニーズは高いものと考えられる。

#### V 施策の推進戦略案 (Action)

- ・児童虐待防止対策事業費については、市町村向け研修や人員配置に繋がる支援を行うほか離島を含めた全県的な児童相談体制の強化を図る。また、一般県民向け講演会を県内各圏域で開催し、児童虐待の未然防止や早期対応に向けた啓発活動に取り組む。
- ・子育て総合モデル事業では、学習支援を行っていない町村においても、本事業を実施するとともに、公共交通機関を利用しづらい対象者のために送迎支援を行い、小学生低学年からの学習の遅れを改善する取組を新たに実施する。
- ・被虐待児等地域療育支援体制構築モデル事業では、引き続きアンケートを実施し、利用者の意見等を汲み上げ、更なる支援数の増に繋がるよう効果的な周知方法について検討する。



## 「施策」総括表

施策展開	2-(2)-エ	要保護児童やひとり親家庭等への支援		
施策	②ひとり親家庭等の自立支援	実施計画掲載頁	105頁	
対応する主な課題	○沖縄県は、全国と比較して母子家庭の出現率が高く、その就業形態は約半数が非正規労働者となっており、ひとり親家庭の生活状況は厳しい状況にある。このため、ひとり親家庭等の自立支援が重要な課題となっている。			
関係部等	子ども生活福祉部、商工労働部			

### I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成27年度				
	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
1	母子家庭等医療費助成事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	281,872	順調	○ひとり親家庭等の保護者及び児童が医療費に要した自己負担分を市町村が助成し、県は市町村が助成した経費の1/2以内を市町村へ補助した。(1)
2	母子家庭等自立促進事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	63,540	順調	○ひとり親家庭等のニーズ把握に努めるとともに、就労支援講習会、就業支援相談及び就業紹介等の実施や自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等の給付、生活支援ヘルパーの派遣等により、ひとり親家庭等の自立支援を行った。(2)
3	母子家庭生活支援モデル事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	55,335	順調	○様々な課題を抱えて支援が必要な母子家庭等に対し、民間アパート等を活用した生活や利用者ニーズに応えた就労等の総合的な支援を30世帯に実施した。(3)
4	母子家庭の母等の職業的自立促進事業 (商工労働部労働政策課)	5,018	やや遅れ	○県内求人誌や各種広告等を利用した周知を図り、就職を希望する母子家庭の母等のうち、職業能力の開発を必要とする方に対して専修学校等の民間教育訓練機関を活用した職業訓練を行った。訓練定員は、計画値70人に対して実績値40人となったため、やや遅れとなったが、28人が訓練を受講し、就職率は84.6%となっている。(4)
5	ひとり親家庭技能習得支援事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	22,658	順調	○ひとり親家庭の生活基盤の安定を図り、就労環境を改善するため、昼・夜の2コースと卒業者を対象にフォローアップコースを開講し、中国語の習得支援と、講習受講中の子どもの一時的預かり等を行った。(5)
6	ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	36,423	順調	○ひとり親家庭に加えて両親のいない家庭(養育者)も支援対象とした上で、本事業を実施した20市町村に対し補助を行い、ひとり親家庭等の保護者356人、児童420人への支援を実施した。(6)

## II 成果指標の達成状況 (Do)

### (1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	就業相談から就職に結びついたひとり親家庭の数(累計)	84世帯(23年)	495世帯(27年)	400世帯	411世帯	—
	状況説明	各種説明会でのリーフレット配布などにより母子家庭等自立促進事業の周知がはかられたことや民間教育訓練機関等による企業ニーズに即した職業訓練の実施や、巡回就職支援相談員を活用した就職支援がなされたことで、平成27年度は、就労相談のあった291名のうち、122名が就業に結びつき、累計で495世帯となり、目標の400世帯を達成した。				

### (2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
委託訓練修了者(母子家庭の母等コース)の就職率	92.1%(25年)	92.6%(26年)	84.6%(27年)	→	—
ひとり親世帯数	29,869世帯(15年度)	31,354世帯(20年度)	34,806世帯(25年度)	↘	1,461,000世帯(23年度)

## III 内部要因の分析 (Check)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親世帯数は増加傾向にあることから、市町村で適切な事業実施が図られるよう努める必要がある。</li> <li>・母子家庭生活支援モデル事業では、支援を受けている間に、支援者が地域において自立することを目的としているため、そのニーズに寄り添った支援計画を立てた上で実施することが必要となる。</li> <li>・母子家庭の母等の職業的自立促進事業は、就労経験のない又は就労経験の乏しい長期失業状態にある母子家庭の母及び父子家庭の父等を対象としており、訓練時間数を短くすることにより訓練へ参加しやすいように配慮して開講している。</li> <li>・ひとり親家庭技能習得支援事業では、コース数の増加に伴い、一時預かりの対象となる子どもの人数増加や年齢層が広がったためそれらに対応する必要がある。</li> <li>・ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業は、平成27年度後半から開始した事業であるため、引き続き市町村における事業実施や認可外保育施設への協力依頼、対象者への制度周知などに取り組む必要がある。</li> </ul>
--

## IV 外部環境の分析 (Check)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども医療費助成事業において、償還払方式から自動償還方式への切替えがほぼ完了したことから、母子家庭等医療費助成についても自動償還方式を希望する声が多い。今後は、ひとり親家庭にとってより利便性の高い支払方法である自動償還方式への移行を推進する必要がある。</li> <li>・母子家庭等自立促進事業において、高等職業訓練促進給付金は国の制度改正により、国からの支給期間の上限が2年から3年になり、支給要件の一部である修業期間が2年以上から1年以上になったことから対象資格の範囲が拡大し、支給対象者の増加が見込まれる。</li> <li>・平成26年に法律において父子家庭への支援も明文化されたため、父子家庭に対しても引き続き母子家庭生活支援モデル事業を実施する必要がある。</li> </ul> <p>母子家庭の母等の対象者は、母子家庭の母等のコース以外の訓練コースの受講も可能であるため受講者数の確保が難しい面がある。</p>
---

## V 施策の推進戦略案 (Action)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子家庭等医療費助成事業については、より利便性の高い支払方法である自動償還方式への移行を進めるとともに、今後市町村と移行に向けた意見交換等を実施し、平成29年度以降の切替えに向けて作業を進めていく。</li> <li>・母子家庭等自立促進事業では、制度改正及び利用者のニーズに応えるよう努めるとともに、ひとり親家庭の子どもへの学習支援を行うため、県内の母子生活支援施設等母子支援の拠点を活用し、「ひとり親家庭の子どもへの生活・学習支援事業」を開始する。</li> <li>・母子家庭生活支援モデル事業では、就労支援講座の充実など、今後も支援終了者や支援対象者に対するアンケート調査結果を基に、更なる事業内容の充実を図る。</li> <li>・母子家庭の母等の職業的自立促進事業では、平成27年度に応募状況が好調だった訓練コースについて検証するとともに、訓練コースを開設できる委託先について検討する。</li> <li>・ひとり親家庭技能習得支援事業では、これまでの保育サポーターに加え、小学生以上の子どもの学習支援を行うため、学習支援員を配置し学習環境の整備を行う。</li> <li>・ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業については、市町村や認可外保育施設等に対する制度説明会の開催等により事業の実施を促進していく。</li> </ul>
---